

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

三次市教育長に対する事務委任規則（平成 1 6 年教育委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

専決処分第 1 号

専決処分書

三次市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項の規定により，三次市不登校支援政策コーディネーターの任命について，次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 1 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市不登校支援政策コーディネーターの任命について

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 氏 名 | 山 崎 光 司 |
| 2 | 生年月日 | 平成 7 年 10 月 30 日 |
| 3 | 任用期間 | 令和 7 年 10 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |